平成２９年（フ）第１０３号
長崎県長崎市本河内１丁目６番25―403号
債務者　馬場　　新
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
長崎県長崎市立山３丁目２番26号、旧住所長崎県長崎市葉山１丁目26番38号
債務者　草野　佑介
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
長崎県長崎市三重田町2902番地、旧住所長崎県西彼杵郡長与町本川内郷39番２号　フィデール102号室
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
長崎県長崎市本原町17番５号
債務者　松隈　澄子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
宮崎市大淀４丁目３番２号　マトリクス403号
債務者　河野　千春
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４９号
北海道余市郡余市町大川町４丁目40番地、前住所北海道余市郡仁木町西町１丁目７番地
債務者　浅野　　寿
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５１号
北海道小樽市星野町５番３号
債務者　武田惠美子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５２号
北海道小樽市豊川町15番８号、前住所滋賀県大津市大萱３丁目17番８―609号
債務者　宮野　　繁
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第３３号
宮城県栗原市若柳字川南堤通20―20　サウザンドリーフⅡ102、住民票上の住所宮城県栗原市築館字富大沢50番地
債務者　熊谷　清美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
宮城県遠田郡美里町中埣字上戸１番地
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
金沢市堅田町甲161番地、従前の住所金沢市大額１丁目300番地（従前々の住所）石川県野々市市押野１丁目84番地
債務者　梶谷　　仁
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
長野県松本市大字里山辺1615番地１
債務者　**荻**原　正治
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第９５号
長野県松本市波田10191番地16
債務者　笹岡　隆男
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１００号
静岡県富士宮市大岩887番地の10
債務者　石川　澄男
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３５号
三重県伊賀市上野茅町2709番地の１　エビスマンションＢ―22
債務者　タニ　ミッシェル　カテリーヌ　ユアレズ（ＴＡＮＩ　ＭＩＳＣＨＥＬＬＥ　ＣＡＴＨＥＲＩＮＥ　ＪＵＡＲＥＺ）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３２７号
兵庫県西宮市神原４番８―704号、前住所兵庫県尼崎市潮江１丁目20番１―704号
債務者　福馬　啓輔
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係